

# 令和6年度

## 北多摩西部地域保健医療協議会生活衛生部会薬事分科会 会議録

### 1 開催日時

令和6年11月25日（月曜日） 午後1時30分から3時04分

### 2 会場

東京都多摩立川保健所 大会議室

### 3 会議次第

#### （1）報告

- ア 北多摩西部地域保健医療協議会生活衛生部会薬事分科会設置要領の改正について
- イ 東京都北多摩西部保健医療圏地域保健医療推進プランの改正について
- ウ オンライン届出について
- エ 講座、事例検討会のご案内について

#### （2）議事

- ア 地域における薬育活動の展開について
- イ 保健所における薬育活動の展開について
- ウ その他

### 4 委員名簿 15名（令和6年11月25日現在）

（敬称略）

|                                         |        |
|-----------------------------------------|--------|
| 立川市薬剤師会会長                               | 古谷 美穂子 |
| 昭島市薬剤師会会長                               | 池 嶋 謙  |
| 国分寺市薬剤師会会長                              | 笠原 徳子  |
| 国立市薬剤師会会長                               | 下平 秀夫  |
| 東大和市薬剤師会会長                              | 松 岡 寛  |
| 武蔵村山市薬剤師会会長                             | 宇津木 直人 |
| 北多摩西部地域保健医療協議会委員<br>（公益社団法人東京都薬剤師会相談役）  | 上村 直樹  |
| 北多摩西部健康危機管理対策協議会委員<br>（一般社団法人北多摩薬剤師会会長） | 平 井 有  |
| 東京都多摩立川保健所長                             | 長 嶺 路子 |

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 東京都多摩立川保健所副所長        | 稲 葉 薫   |
| 東京都多摩立川保健所市町村連携課長    | 角 田 康 行 |
| 東京都多摩立川保健所生活環境安全課長   | 伊 藤 皓 子 |
| 東京都多摩立川保健所保健対策課長     | 土 方 奈 々 |
| 東京都多摩立川保健所歯科保健担当課長   | 柳 澤 智 仁 |
| 東京都多摩立川保健所地域保健推進担当課長 | 山 科 美 絵 |

## 5 欠席委員

土方委員、柳澤委員、山科委員

令和6年度北多摩西部地域保健医療協議会生活衛生部会薬事分科会

令和6年11月25日

開会：午後1時30分

○生活環境安全課長 ただいまより令和6年度北多摩西部地域保健医療協議会生活衛生部会薬事分科会を開催させていただきます。委員の皆様にはお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私、立川保健所生活環境安全課長の伊藤でございます。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、多摩立川保健所長の長嶺より皆様に一言ご挨拶申し上げます。

○保健所長 皆様こんにちは。私、多摩立川保健所長の長嶺と申します。本日はお忙しい中、北多摩西部地域保健医療協議会生活衛生部会薬事分科会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

日頃から委員の皆様方には、都の薬事行政に加えまして、保健所の様々な事業にお力添えをいただいておりますことをこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

さて昨今、若年層による大麻の検挙人員が年々増加傾向にあり、昨年は初めて6,000人を超え、過去最多となっております。さらには、せき止めや風邪薬など、市販薬を乱用する、いわゆるオーバードーズの問題がいまだに後を絶たず、薬剤師による相談、関係機関への寄り添いも課題とされております。

多摩立川保健所では、委員の皆様のご協力の下、薬育に関するパンフレットや動画を作成しまして、関係機関へ配布するなど、普及啓発事業を実施してまいりました。現在も小学校における薬育事業に同行して、事例の把握に努めているところでございます。

そのほか、保健所窓口、DXの取組としまして、本年10月1日から一部オンラインでの受付が可能となりました。今後受付が可能な申請を増やし、業務の効率につなげてまいりたいと思います。

本日の分科会では、これらの薬育の実例紹介や保健所の窓口、DXなどについてご報告をさせていただきます。また、今月11月は薬剤耐性対策推進月間、いわゆるAMR対策と言っておりますが、そういった月間でございます。

当保健所の入り口でもささやかではございますが、AMR対策の啓発ポスターなどを入れて取り組んでいるところでございます。抗菌薬は人だけでなく、畜産、農業等様々な分野で使用されておりまして、不適切な使用は耐性菌を増加させ、感染症の治療を困難にさせます。抗菌薬の正しい知識と啓発に薬局、薬剤師の方々のご協力は欠かせません。

本日は、薬局における課題と意見交換の時間を設けてございます。また本日11月25日は、「いい医療に向かってGO」の日でございます。ぜひとも皆様の忌憚のないご意見をいただき、検疫の医薬品に関する安全確保の取組を進めてまいります。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○生活環境安全課長 それでは、本日ご出席の委員の皆様お手元の委員名簿の順番に従いまして、ご紹介させていただきます。

次第と座席表の隣のページに委員名簿をつけておりますので、そちらもご覧ください。

立川市薬剤師会会長、古谷美穂子委員。

○古谷委員 はい。よろしくお願いいたします。

○生活環境安全課長 昭島市薬剤師会会長、池嶋謙委員。

○池嶋委員 池嶋です。よろしくお願いいたします。

○生活環境安全課長 国分寺市薬剤師会会長、笠原徳子委員。

○笠原委員 笠原です。よろしくお願いいたします。

○生活環境安全課長 国立市薬剤師会会長、下平秀夫委員。

○下平委員 下平です。よろしくお願いいたします。

○生活環境安全課長 東大和市薬剤師会会長、松岡寛委員。

○松岡委員 松岡です。よろしくお願いいたします。

○生活環境安全課長 武蔵村山市薬剤師会会長、宇津木直人委員。

○宇津木委員 宇津木です。よろしくお願いいたします。

○生活環境安全課長 北多摩西部地域保健医療協議会委員、東京都薬剤師会相談役、上村直樹委員。

○上村委員 上村です。よろしくお願いいたします。

○生活環境安全課長 北多摩西部健康危機管理対策協議会委員、北多摩薬剤師会会長、平井有委員。

○平井委員 平井です。よろしくお願いいたします。

○生活環境安全課長 以上、本日ご参加いただいております委員の皆様でございます

続きまして立川保健所の職員を紹介いたします。

初めに、多摩立川保健所長、長嶺路子。

○保健所長 長嶺です。よろしくお願いいたします。

○生活環境安全課長 副所長、稲葉薫。

○副所長 稲葉です。よろしくお願いいたします。

○生活環境安全課長 市町村連携課長、角田康行。

○市町村連携課長 角田と申します。よろしくお願いいたします。

○生活環境安全課長 そして、私、生活環境安全課長、伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

なお、保健対策課長、土方、歯科保健担当課長、柳澤、地域保健推進担当課長、山科については、業務の都合のため欠席とさせていただきます。また事務局として、生活環境安全課薬事指導担当から3名、管理課保健医療担当から1名出席しておりますので、それぞれ自己紹介をさせていただきます。

○事務局 生活環境安全課薬事指導担当の光川と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 同じく薬事指導担当の澤田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 同じく薬事指導担当の松山と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 管理課保健医療担当、田代と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○生活環境安全課長 以上のメンバーとなっております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは本日の資料について、事務局から確認をお願いいたします。

○事務局 ご説明させていただきたいと思います。

まず資料1-1でございますが、北多摩西部地域保健医療協議会生活衛生部会薬事分科会の設置要綱、ございますか。それから、資料1-2でございますが、同様に、設置要綱の新・旧対照表となっております。

それから、資料2でございますが、北多摩西部保健医療圏地域保健医療推進プランの改正についての資料でございます。

それから資料３－１でございますが、都の保健所薬事関係オンラインシステムについて、という資料です。それに附属する資料ということで、資料３－２でございますが、法人開設者向けのマニュアルになってございます。

引き続きまして、資料３－３でございますが、個人開設者向けのマニュアルとなっております。

以上３点がオンラインシステムについての資料となっております。

それから資料４－１でございますが、医療安全支援センター公開講座ということで、「薬とサプリメントが正しい服用の仕方～おくすり手帳、かかりつけ薬局を持ちましょう～」のお知らせになってございます。

それからこちらの講座にひもづくものでございますが、資料４－２として公開講座のアンケートの内容の資料となっております。

それから、資料４－３でございますが、こちらは服薬の視点から考える摂食嚥下機能支援（事例検討会）のお知らせの資料でございます。

引き続きまして、資料５になります。薬育授業例ということで、国立市立国立第一小学校、それから国分寺市立第八小学校、こちら２校の薬育授業の実例を写真つきでございますが、資料として載せております。

それから資料６－１でございます。各市教育委員会及び薬物乱用防止地区協議会への情報提供の文書でございます。

資料６－２が保健所ギャラリーにおける企画展示「薬育始めてみませんか？」というホームページの資料になっています。

それから資料６－３が、保健所ギャラリーにおける企画展示、薬剤耐性（AMR）対策推進月間」に伴う展示の、こちらもホームページを印刷されたものでございます。

最後となりますが、資料６－４、東京都薬物乱用対策推進計画（令和５年度改定）のカラーの資料をつけさせていただいております。

以上の資料となりますけれども、落丁等々ございませんでしょうか。

では、また、後ほどご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上となります。

○生活環境安全課長 冒頭、長嶺所長からのご挨拶にもありましたが、本日の分科会では、初めに報告事項としまして、改正されました北多摩西部保健医療協議会のプランのお話や、オンライン届出などについてご報告させていただきます。また、議事として、地域や保健所における薬育活動のほか、今後の医薬品に関する安全確保の取組など、皆様が日頃課題と感じていることについて、ご意見をいただけますと幸いです。

それではここからの進行については、上村会長をお願いをして、会議を進めていただきたいと思います。上村会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○上村会長 ありがとうございます。報告１号に入りたいと思います。

では報告 1 として、「北多摩西部地域保健医療協議会生活衛生部会薬事分科会設置要領の改正について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、ありがとうございます。ペーパー、それから電子ファイルの後ろのほうに画面がございしますので、こちらも併せてご覧いただけましたらと思います。

まず、資料の 1－1 のご説明でございますけれども、こちらにつきましては、今回、設置要綱の改正をさせていただきました。2 点、改正点がございしますので、お話をさせていただきたいと思います。

1 点目でございますが、保健所組織の改正に伴いまして、令和 5 年度に企画調整課長から副所長へ変更されました。それから本年 4 月 1 日付でございますが、市町村連携担当課が新設されましたので、これに伴いまして、市町村連携課長が新設されました。そのため、分科会の保健所の構成者ということで副所長、それから市町村連携課長が加わったという点が 1 点目でございます。

それから 2 点目でございますけれども、薬事分科会、会議につきまして公開、それから議事録等の取扱いについてですが、親会でございます北多摩西部地域保健医療協議会設置要領との整合性を合わせるために、会議、それから会議録、会議に関わる資料は公開することとするということを新たに加えております。また、当情報が追加されることに伴いまして、次の庶務に関わる規定の情報が第 7 条から第 8 条へ、それから、その他の条項でございますが、8 条から 9 条へ改めましたので、その条文も改めさせていただきました。

これらの意見につきましては、本年 8 月 16 日付で決定をされまして、当日付で施行されております。

それからご参考までに、資料 1－2 に、新・旧対照表のほうも併せて載せさせていただきましたので、こちらも併せてご参照いただけましたらというふうに思っております。

以上でございます。

○上村会長 ありがとうございます。今のご報告で、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいですか。  
どうぞ。

○古谷委員 ありがとうございます。読ませていただいて、ちょっと素朴な疑問なのですが、8 月 16 日にバックデータにしておりますが、本日より、8 月 16 日というのは、なぜその日になっているのか、教えていただけますか。

○事務局 特にこの日でないといけないということではありませんが、事務处理的に規定をさせていただき、内部決定をしたのがこの日だったということになります。ですので、本来ですと、年度当初に改定になると思われますけれども、事務処理の関係もございまして、この日になったというところでございます。

○上村会長 よろしいですか。

○古谷委員 ありがとうございます。

○上村会長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは報告2、「東京都北多摩西部保健医療圏地域保健医療推進プラン改正について」事務局からご説明をお願いします。

○事務局 ありがとうございます。引き続きまして説明させていただきたいと思います。

資料2のほうをご覧くださいと思います。ちょっとA4のサイズの資料で、大変見づらいところもございますけれども、ご了承いただけましたらと思います。

画面のほうも、今、写させていただきます。ちょっと文字が小さくて、大変恐れ入りますけれども、お手元の資料をご覧くださいというふうに思っております。

まず、こちらの改定のプランについてでございます。前回改定が平成30年3月ということで、計画の見直しにつきましては、6年ごとと伝えておりまして、今回、本年3月に、東京都の保健医療計画（第七次改定）が行われましたことによりまして、本年9月に当プランが改定されました。

その中で、医薬品に関する健康危機管理体制などの推進ということで、薬事等における監視指導を実施するということにより、平常時における圏域の健康危機管理拠点としての機能強化を図っていくとされております。そこで、医薬品等の安全確保の観点から、前回改定の改定点について、若干ご説明させていただきたいと思っております。

表の左側部分をご覧くださいと思います。こちら側は前回の改定の内容になっております。現状と課題、上の部分でございますけれども、医薬品等の安全確保につきましては、薬事施設の薬事監視、それから講習会等による薬剤師、それから登録販売者への制度の普及啓発とございますけれども、右側のほうの今回改定の内容にちょっと目を移していただきますと、従来どおり、監視指導による安全性の確保に加えまして、今回、品質についても確保するように盛り込んでおります。

それから講習会による、薬事制度の普及啓発につきましては、前回の改定の内容のとおり、今回も従来どおり適用させていただくという内容になってございます。

また、平成28年10月に、健康サポート薬局の制度が施行されております。また、令和3年8月1日には、地域連携薬局、それから専門医療機関連携薬局の認定制度が施行されましたが、なかなかその健康サポート薬局の認知度が1割程度ということで、これは令和2年に内閣府がそういう結果を出されておりまして、普及啓発と利用促進を新たな課題として設定しましたので、新たに今回策定させていただきました。これらの位置づけを医薬品の適正使用ということで、その中に前回のプランの薬物乱用防止対策に入っていて、薬育の推進についても、こちらのほうに改めて加えさせていただいております。

次が薬物乱用防止対策についてでございますが、左側の前回改定の内容、基本的には今回の改定、そのまま内容的には引き継がれております。ただ、大麻の乱用は拡大してしまっている



ということにつきましては、継続して注視をしなければいけないということもございますが、昨今やはり若年層におきましては、危険ドラッグに変わりまして、市販薬のオーバードーズが社会問題化されているということもありまして、やはりその辺の啓発ですとか、相談体制の強化が求められているということ、それから引き続きまして、薬物乱用防止推進地区協議会、市、保健所３者での普及啓発のさらなる実施についても盛り込ませていただいております。

こうした様々な現状と課題を解決するための今後の取組についてですが、医薬品等の品質・安全性の確保につきましては、今後とも計画的に立入り調査、講習会の開催による制度の周知、それから医薬品の適正使用の推進といたしましては、かかりつけ薬剤師、薬局、健康サポート薬局の制度についての普及啓発、地区薬剤師会との連携、薬育活動の推進・充実、それから薬物乱用の未然防止対策につきましては、薬物乱用防止推進協議会による啓発活動、関係機関との連携の強化を図っていくことといたしました。

これらのプランに対します重点項目でございますけれども、前回の改定時では、青少年への薬物乱用防止対策の推進を達成させるために、指標というものをお出しさせていただいたのですが、中学校におけます薬物乱用防止ポスター標語募集への参加率の推移を追いかけてみました。結果は、こちらの資料の左下のほうに載せさせていただいておりますけれども、当初のベースライン７２．５％から比較いたしますと、一昨年度、令和４年度のデータでは７６．９％と上昇しておりますが、年度ごとの推移を見てみますと、令和３年度から若干落ちていっている状況がございました。そういったことを踏まえまして、今回の新たな改定プランといたしましては、右側の表の下のほうでございますけれども、地域住民に対する健康サポート薬局との制度の普及等も含めた意味合いということで、医薬品の適正使用の推進につきましては、指標として充実させる、という指標に変更させていただいております。

ここの充実につきましては、具体的には、圏域６市や関係機関に対して啓発資材等を活用し、なおかつ普及啓発に努めていきたいと、今まで以上に、一層努めていきたいと考えております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○上村会長 はい、ありがとうございます。今のご説明に対していかがでしょうか。何かご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。

ではその次、報告３、「オンライン届出について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、オンラインにつきましては、澤田のほうから説明をさせていただきます。画面のほうにも、あわせてご覧ください。

○事務局 では、私のほうから、都保健所薬事関係オンラインシステムについて、ご説明させていただきます。スクリーンを用いてご説明させていただきます。資料は３－１になります。

都保健所薬事関係オンラインシステムにつきましては、今年度、健康安全部薬務課及び島しょ保健所を除く５か所の東京都保健所の職員でプロジェクトチームを立ち上げて、作成いたしました。これにより、令和６年１０月１日から、医薬品医療機器等法、麻薬及び向精神薬取締

法、覚醒剤取締法、毒物及び劇物取締法に関する届出につきまして、オンライン上での届出が可能となりました。

一部の届出及び手数料のかかる申請等には対応しておりませんので、これまでと同様に窓口にて承ります。

オンラインでの届出方法について、ご説明させていただきます。

まず、多摩立川保健所のホームページを開いていただきます。ホームページの中見出しに「薬に関すること」とありますが、ここに「オンラインでの届出（届出フォームはこちらから）」、「オンライン届出の利用案内」「（法人開設者用）商業登記電子認証の操作手順」「（個人開設者用）「マイナサインアプリ」を利用した公的個人認証の操作手順」という4つの小見出しがあります。こちらがオンラインの届出に関するページになります。

届出方法につきまして、具体的に説明させていただきます。まず、「オンラインでの届出（届出フォームはこちらから）」をクリックします。こちらに届出のフォームがあります。「各種届出（廃止・休止・再開届を除く）の届出フォーム」及び「廃止・休止・再開届の届出フォーム」があり、それぞれ法人開設者用と個人開設者用があります。届出フォームをクリックするとログイン画面になりますので、電子認証してから届出を行います。今回はデモンストレーション用に電子認証を外した研修用のフォームを作成しましたので、こちらのフォームで説明させていただきます。

「オンライン届出の利用案内」には、利用までの流れ及び操作手順等が掲載されています。届出はL o G oフォームを利用して行います。操作手順は、法人開設者の方用の「商業登記電子認証の操作手順」及び個人開設者の方用の「「マイナサインアプリ」を利用した公的個人認証の操作手順」が載っていますので、こちらを参考に届出をしていただければと思います。

ログイン及び電子認証を行いますと入力フォームに移ります。こちらの「案内・注意事項等」及び「個人情報のマスキング等についてお願い」を御確認いただきまして、御了解いただきましたらそれぞれにチェックを入れてください。各種届書様式についてはこちらをクリックしていただくと、ダウンロードサービスのほうにリンクしておりますので様式をダウンロードしていただくことが可能です。

こちらが届出画面になります。「業務の種別」「営業所の名称」「営業所の所在地」「担当者名」「担当者の連絡先（電話番号）」「通知先メールアドレス」を入力してください。メールアドレスはL o G oフォームから連絡が届くアドレスになります。登記事項証明書が必要な届出の場合、登記情報連携システムを利用して登記事項証明書の添付を省略することも可能です。登記情報連携システムを利用する場合には会社法人等番号を入力してください。

各種届出は一回の届出で5点提出することが可能です。各種届出はPDFファイル又はワードファイルでアップロードをお願いします。添付書類がある場合には、「添付書類の有無を選択してください。」の「あり」をチェックしてください。添付ファイルが多い場合にはZIPファイルで添付していただければと思います。原本照合を要する書類は、書類の写しの余白に申請者氏名及び原本と相違ない旨を記載した上で当該写しをスキャンし、PDFに変換したものを添付してください。

入力及び添付終了後、「確認画面へ進む」をクリックすると入力内容が反映されたフォーム画面が開きます。入力内容に間違いがなければ「送信」をクリックしてください。送信完了画面になりましたら届出作業は終了です。

送信完了すると「L o G o フォームのreply@logoform.jp」からメールが届きます。メールは最初の1通のみになりますので、届出が完了するまで保管してください。資料3-1にメールの例文があります。メールの本文中に申請状況照会用のURLが記載されています。このURLをクリックすると、申請状況の履歴が表示されます。「申請履歴詳細」の「履歴」の欄に「受付」と表示された場合は、届出は保健所に届いたが収受はされていないという状態になります。この段階では、「申請を取り消す」をクリックすることにより、届出を取消することが可能です。

保健所の職員が届出を確認後に収受を行うと、「申請履歴詳細」の「履歴」の欄に「受付完了」と表示されます。「受付完了」と表示されれば届出は完了となります。届出に問題があり保健所側が再申請をお願いする場合には、「申請履歴詳細」の「履歴」の欄に「申請取下げ及び再申請依頼」と表示されます。「申請取下げ及び再申請依頼」と表示された場合には、再度届出をしていただくようお願いいたします。

私からのご説明は以上となります。ご清聴いただき、ありがとうございました。

○上村会長 いかがでしょうか。何かご質問等ございますか。

○池嶋委員 いいですか。

○上村会長 はい、どうぞ。

○池嶋委員 メールでいただいた資料は、会員の薬局にそのまま転送しても大丈夫でしょうか。

資料3-1、多分、みんなオンラインになったことは知っていても、実際どうやるのという疑問を持たれている薬局さんが幾つかあるものですから。

○事務局 大丈夫です。

○池嶋委員 それでしたら、このまま送ってあげたほうが分かりやすい。

○事務局 はい。よろしくお願いします。資料3-2は法人開設者の方用の操作手順書、資料3-3は個人開設者の方用の操作手順書になりますので、あわせてご活用ください。

○池嶋委員 そこは明確に分かるようにアナウンスします。

○事務局 ありがとうございます。

○上村会長 ほかにございますか。私のほうから、オンラインでできない届出というのは、何がありますか。

○事務局 管理医療機器販売業・貸与業の新規の届出は、副本の交付ができませんので対応しておりません。また、毒物及び劇物取締法の業務上取扱者の届出についても、事前に保健所にご相談いただきたいという趣旨から対応を控えさせていただいております。毒物及び劇物取締法の業務上取扱者とは、電気めっきを行う事業者や金属熱処理を行う事業者、しろありの防除を行う事業者等になります。それ以外については、すべて対応しています。

○上村会長 ありがとうございます。  
どうぞ。

○古谷委員 麻薬小売業の年間届に関してもオンラインで届出可能ですか。

○事務局 可能です。

○上村会長 ありがとうございました

○生活環境安全課長 麻薬小売業の年間届については、これからお知らせがいき、オンラインでも届出ができますと書いておりますので、ぜひ、そちらもご活用いただければと思います。

○古谷委員 分かりました。

○事務局 薬局の取扱処方箋数届書もオンラインで届出可能ですので、よろしければご利用ください。

○上村会長 ありがとうございます。

それでは、次に行きたいと思います。

報告4、「講座、事例検討会のご案内について」よろしくお願いします。

○事務局 ご説明させていただきたいと思います。資料の4—1でございます。画面のほうもあわせてご覧ください。当講座につきましては、本日ご出席いただいております上村会長様に講師のお願いをさせていただいております内容でございますけれども、医療安全支援センター公開講座についてのお知らせでございます。こちらの公開講座につきましては、管理課の保健医療担当と、生活環境安全課薬事指導担当が共同して実施する講座でございます。当会会長であります、上村様に講師をしていただきまして、「薬とサプリメントの正しい服用の仕方」と題しまして、配信期間が12月5日から12月11日までの期間ということでございますが、東京動画、それから、都の公式YouTubeチャンネルのほうで動画を配信することとなっております。

内容的には、医薬品とサプリメントの違いですとか、最近の新薬等々の事例も交えまして、約90分の内容となっております。

対象につきましては、当所管内6市に在勤、在学、在住されている方となっております。また、私どものほうの当所のホームページのほうからも、併せてご視聴いただくことも可能でございます。

視聴最後にアンケートを入れさせていただいておりますので、こちらにつきましてもぜひ、回答のご協力をいただきたいという内容となっております。

そのアンケートでございますが、その次のページでございます。資料4-2をご覧くださいと思いますけれども、こちらの内容が、今回、アンケートということで、設定させていただいております。特に薬ですとか、健康食品についての相談先、それから、不安な点、こういったところが不安であるのか。それから、かかりつけ薬局、薬剤師を持っているか持っていないか。それから、最後に視聴されて、今回、薬や健康食品の相談先ということで、専門家へ相談する動機づけとなっているかどうかということで、そういった内容をお答えいただく内容となっております。

アンケートの内容につきましては、今後集計しまして、フィードバックさせていただくことができましたらと思っております。

私のほうからは、以上でございます。

続きまして、資料4-3をご覧くださいと思います。こちらにつきましては、管理課の保健医療担当からご説明させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 管理課の保健医療担当の田代と申します。私のほうからは、資料4-3といたしまして、摂食嚥下につきましてのイベントについてご紹介をさせていただきます。12月9日月曜日になりますけれども、夜の6時半から8時半までということで、摂食嚥下の事例検討会を開催いたします。服薬の視点から考える摂食嚥下機能支援といたしまして、座長に新田クリニックの新田先生をお願いいたしまして、基調講演としましては、昭和大学薬学部の倉田客員教授をお迎えしております。アドバイザーとしましては、日本歯科大学教授の菊谷先生と武蔵村山病院の元橋先生をお迎えして、行ってきたいと思っております。

集合開催ということで行う予定ですが、まだ申込みがあまり来ていない状況でございます。ぜひ、申し込んでいただくと幸いです。

私からは以上です。

○上村会長 ありがとうございます。何か質問ございますか。

では。

○笠原委員 場所は。場所が分からなくて申し込んでいない人もいらっしゃるのではないかと思います。

○上村会長 あ、これ出ていないですよ。

○事務局 ありがとうございます。開催場所でございますが、場所自体は、この保健所で行う予定になっておりまして、定員50名でございますがまだ、半分程度しか集まっていないようでございます。今回、摂食といいますか、薬の飲み込みですとかにスポットを当てまして、開催するものでございます。ぜひご参加いただけると幸いです。

○笠原委員 このQRコードを見ても、何か場所がちょっと分からなかったもので、ぜひ、よろしくをお願いします。

○事務局 申し訳ございません。

○古谷委員 私は、この摂食嚥下のは、必ず毎回出ているのですけれども、なぜ、場所とかそういうのが書いてなくても分かってはいたのですが、オンラインで申し込もうと思ったのですが、薬についてのテーマの割には、あなたの職業を書いてくださいという選択肢の中に薬剤師がなかったのですね。なぜ、薬剤師が抜けているのか。わざと除いたのか。嫌な言い方ですけど、そのところをちょっとご説明いただきたいと思います。何と書けばいいですか。

○事務局 申し訳ございません。薬剤師の方が選択肢になかったということで、大変申し訳ありませんでした。摂食嚥下ということで今さらではございますけれども、今まではあまり薬剤師の方を中心に当てていなかったこともありまして、その流れの中で、今回選択肢がなかったものでございまして、大変申し訳ないと思っております。今回、もう流れてしまっていることもありまして、その他みたいな形で申込みをしていただけると大変助かります。以後、気をつけます。申し訳ありません。

○上村会長 よろしいですか。

○古谷委員 薬剤師は必ず、毎回、北多摩から四、五人は出ていると思いますので、ぜひちゃんと仲間に入れてください。お願いします。

○事務局 大変申し訳ありませんでした。以後、気をつけます。

○上村会長 私からもお願いしておきたいと思います。実は、この間、9月に大宮で開かれた日本薬剤師会学術大会の発表、ポスター賞を取ったのも、オーラルケアの賞でございまして、栃木県薬剤師会副会長の鹿村恵明先生、うちの東京理科大学の私と同じ教授ですが、今もう、薬学の世界の中でオーラルケアが当たり前になっていますので、ぜひ入れていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは時間も大分押していますので、次に行ってよろしいでしょうか。

それでは、議事1「地域における薬育活動の展開について」です。ご説明よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

資料5をご覧くださいと思います。また、画面のほうも併せてご覧くださいと思います。

管内の小学校2件に対しまして、今回、薬育授業に同行いたしましたので、その内容をご報告させていただきたいと思います。

最初に、本年7月1日でございますが、国立市立国立第一小学校で実施されました授業でございます。

対象は、6年1組、2組合同開催ということで、それぞれ30名、計60名で実施したという内容でございます。

午後の時間帯で45分の授業となっております。

講師についてですが、薬局の勤務薬剤師さんで、こちらの学校の学校薬剤師の先生が務められたという内容になってございます。

今回、その先生が授業を持たれた最初のきっかけということで、おそらく前回の会議において事務局からもご報告があったと思いますが、令和4年度にこちらの小学校と調整いたしまして、国立薬剤師会様のご協力をいただきまして、5年生、6年生を対象とした移動教室と連動させたお薬教室というものを開催するに至ったという経緯がございます。移動教室では、児童がご家庭から酔い止め薬ですとかそういったものを使用するということがあるということで、その酔い止めの薬の使い方であったり、それから、それをメインとした授業の実施ということが実現いたしまして、昨年度、移動教室前のオリエンテーリングという隙間時間を利用して、20分間の模擬の添付文書、例えば使用しての用法・用量であったりですとか、それから、使用上の注意事項を読み取るといったような内容の講習会を習得していただき、それを本番の移動教室で実施していただくという流れの授業をされました。そこで受けられた当時5年生だった児童さんが、今回、6年生として、改めて、今回の授業を受けたということで、つながっているのです。そういうつながりもございまして、実施に至ったということでございます。

大きくは、違法薬物の説明の中で、市販薬の不適正使用についても薬物乱用になってしまうという点を加えていただいた。それをまず理解していただいた上で、薬には有効曲線と有害曲線がありということですね。ここは結構斬新だったのですけれども、なかなかちょっとそこまで、今までご説明された薬物教室の経験がなかったものでしたから、非常に分かりやすいかなと思ったのですが、効果が現れるポイント、有害性が現れるポイントを交えて説明されていたというのが印象的でした。

この説明の中で、薬には適正な量、それから服用間隔があって、自己判断で中止してしまったり、過剰に服用してしまったりということが、逆に有害性を引き起こすためのきっかけになってしまうということですので、やはり飲み方をきっちり守ってほしいと、かなり説得に富んだ説明だったという印象がございました。

また、併せまして、市販薬のオーバードーズの有害事象についても説明をなされておりました。最後に、まとめということで、総合感冒薬と解熱薬、2種類誤っていっぺんに服用してしまっただけ効果が增強してしまったという例を一題挙げられて、ちょっとストーリー展開ですけれども、それを生徒さんにお示しされて、その中で、じゃあ問題点は何だろうということで、文脈から問題点を考えさせて、発表させるというような内容の授業でございました。

ほかの特徴といたしましては、今回、児童さんだけではなくて、保護者の方も参加されていたということで、やはり大人の方も一緒に考えてもらうことができるというメリットがあると思いました。ただ、その場で聞いていただくというのではなくて、やはりご自宅に戻られてからも一緒に児童さんと振り返りができ、そこでさらに知識を深めることができるのではないかとということで、かなり有効な手段ということで、ご両親の方も、いろいろお仕事を持っており、なかなか出席が難しいというふうにおっしゃっていましたが、なかなかやはりお子さんと一緒に、大人も聞いていただくという授業というのは、非常にいいのかなというふうに、私自身も思っております。

こちらの授業につきましては、別添で写真もつけさせていただきましたので、こちらも併せて、体育館でこういった形でされていたというのがございましたので、ご参照いただきましたらというふうに思っております。

引き続きまして、二つ目の事例でございますけれども、同じく次のページの資料になってございますが、本年9月26日に国分寺市の市立第八小学校で実施された授業となっております。こちらにつきましては、6年生と4年生の授業、2コマに参加をさせていただきました。時間帯はそれぞれ午前中の時間帯で1コマ45分の授業となっております。

講師の先生ですけれども、帝京平成大学薬学部2年生から4年生の学生さんです。地域連携サークルに所属される計9名の学生さんが講師となっていただいております。

最初に6年生の授業でございますが、一般用医薬品の説明の後に、先ほど国立市の事例と同じでございますが、乗り物酔いの薬の疑似の添付文書、こちらを配布されまして、それを見ていただいて、効能効果、保管方法、使用上の注意、そういったものを読解していただくという内容になってございます。

その次に医薬品が出来上がるまでの過程・説明、それからオーバードーズの危険性、主な乱用薬物につきましても、それから大麻グミについてです。昨年、話題になりましたけれども、大麻グミという話題も挙げておりました。

その後、薬を飲んだ後、体の中でどういう動きをするか。あるいは薬物の症状、最後に薬物を渡す側、渡される側に分かれてのロールプレイングを実施されて、どうやって断っていくかと。断り方を学ぶというような流れの授業でございました。こちらが6年生の授業でございます。

次に4年生の授業ですけれども、自然治癒力という言葉を使って、非常に本格的なワードから入ってきておりましたが、まず、自然治癒力についてご説明をされておりました。その後に薬の役割について、服用数、服用時間、それから先ほどの6年生と同じでございますが、薬の体内の動き、それから主作用、副作用について、それから、処方箋の薬局への持込みと薬剤師の薬の交付についての寸劇もされておられました。



この薬局の薬剤師役ということで、当校の学校薬剤師の先生が務められて、患者役は学生さんが務められたという寸劇でございます。

また、これが終わりましたら、薬の疑問について一問一答形式で児童に考えてもらって、手を挙げて答えていただくというようなこともされておりました。

各内容につきましては、資料にもございますけれども、日常でありうる内容で、最後にまとめで終わるという内容でございます。

全体的な感想ですが、養護の先生方もおっしゃっていたのですけれども、こちらの学校では、全学年を通しまして、1年生と3年生だけは実施されていないようなんですけれども、今後は、例えば身体測定ですとか、そういった隙間時間を利用して、15分程度、その中で薬の適正使用の話ができないかというようなご意見もいただいておりますし、そういう時間を有効利用することによりまして、今後は全学年で、年1回は薬の適正使用の講演に触れる機会を多くするというようなきっかけづくりをしていきたいと、そういったつながった事例としたいというようなお話もされておられました。そうしますと、全学年で必ず医薬品の適正使用についてのお話、必ず聞ける体制になるということで、これは非常にいい展開なのかなというふうに、私自身も思っております。

実際の授業の様子につきましては、以下のページ、写真をつけさせていただきましたので、こちらのほうをご参照いただけましたらと思っております。

以上でございます。

○上村会長　ありがとうございます。これは子供さんたちというか、小学生のお子さんたちにアンケートというのを取らなかったのでしょうか。

○事務局　そうですね。アンケートは特段としてはおりませんけれども、今後ちょっとそういう方向に取っていききたいなというふうには考えております。

○上村会長　分かりました。私がやっていた頃は、全部アンケートを、その時間じゃなくて、養護の先生が配って、後で回収するという感じで、そのアンケートが、結構、今後我々のすごい参考になることが、子供というのはこういうふうに考えているというのがすごくよく分かったものですから、ぜひ今後それを実施していただけるといいかなと、ちょっと思いました。

○事務局　ありがとうございます。今回の2事例につきましてもアンケートがもしかして、授業の中で取られているかもしれませんので、確認してみたいと思います。ありがとうございます。

○上村会長　ほかに何かご質問ございますか。よろしいですか。

では、次にいきます。

では、議事2の「保健所における薬育活動の見解について」よろしくお願いします。

○事務局　ありがとうございます。資料6-1から説明させていただきたいと思います。

今回、保健所における薬育活動の展開についてということでございますけれども、圏域6市の教育委員会、それから薬物乱用防止地区協議会への情報提供を行ってまいりましたので、まずはこの状況報告になります。

資料6-1をご覧くださいと思います。

これは毎年度でございますが、4月から7月の時期に各6市教育委員会の校長会、生活指導主任会に参加いたしまして、薬物乱用防止、それから薬育、その他につきまして、本会議始まる前の5分程度、ちょっとお時間をいただきまして、その時間の中で保健所からの情報提供を行ってまいりました。その際に配布させていただきました資料につきましては、今ご覧いただいている資料6-1の次のページ以降、校長会、生活指導主任会の情報提供についてという文書の後以下に記載の5ページの資料を事前に配布させていただきました、その説明というふうにさせていただいております。

1枚目が表紙、これはご案内文書でございます、こちらのほうに添付させていただきます資料といたしまして、以下、令和3年度に作成の薬について正しく学ぼうという薬育のチラシです。

それから令和5年度の東京都の薬物乱用防止ポスター評価の入賞作品、こちらは、今、現状では、令和6年度が新しい情報が出ておりますけれども、これが時期的にまだ4月段階でございましたので、5年度になっておりますが、こちらの作品一覧です。

それから学校ですね。薬剤師等々の相談先である、各市薬剤師会の連絡先が記載されました資料ということで、その次のページに資料ですけれども、こちら本年一度内容の更新をさせていただいき、お配りをさせていただいております。こういった資料を、各市の教育委員会の事務局様のほうに連絡を取らせていただきまして、事前に配布をお願いいたしました。

日程、対象者につきましては、ちょっとお戻りいただきまして、資料6-1の表のとおりでございます。

東大和市につきましては、資料配布のみでございました。通常ですと、実施計画について、翌年の実施計画につきましては、その前の前年度までに確定されるわけですがけれども、新年度が始まるこの時期に、こういった状況をお伝えすることによりまして、さらなる協力をいただく機会というふうに私どものほうでは捉えさせていただいております。年度当初に、こういった計画を行わせていただくことで、非常に今後の各学校におきます授業等々につきましては、ぜひご参考にさせていただいていると実感もいただいておりますので、今後とも、引き続いて行っていきたく思っております。

それでは、資料6-1の裏面のほうをご覧くださいと思いますが、各地区協議会の情報提供でございます。日程、それから会場参加者数につきましては、以下のとおりでございます。

各4市の協議会、立川市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市の事務局であります健康推進を所管する部署から依頼を受けまして、各協議会の総会のほうに参加してまいりました。その中で、保健所の取組等についての情報提供も併せてさせていただいております。

実際、お伝えした内容でございますけれども、今回保健所におけます薬事活動以外に、資料6-4に東京都の薬物乱用対策推進計画の概要、改定の概要についての資料を併せてつけさせていただきました。こちらの説明も行いました。

こちらにつきましては、薬務課のホームページでも公開されておりますが、若干お話をさせていただきますと、平成20年に最初の薬物乱用防止推進計画が作成されまして、5年の計画期間が経過いたしましたので、今年3月、3回目の改定ということでございます。三つの柱として、啓発活動の拡大と充実、指導・取締りの強化、それから薬物問題を抱える人への支援というのが示されております。

今回改定しました項目としましては、4点ございまして、こちらの3番に書かれておりますけれども、①から④がございまして。特に若年層への大麻乱用の広がりが懸念されているということで、さらなる啓発、効果的な啓発を行っていくという点、2点目はまさしく今問題になっておりますけれども、市販薬乱用対策の充実ということで、医薬品の適正使用の推進と啓発、それからドラッグストアですとか、そういった売る側に対しましても、販売のルールを守って行っているかどうかについて監視指導の強化をしていこうという方向性を謳っております。

三つ目につきましては、これは密輸の手口、巧妙になっているために関係機関との強化という内容です。

最後に四つ目が、再乱用防止対策ということで、乱用防止対策の充実と相談体制の確保について謳われております。

裏面のほうをご覧くださいと思いますが、今、三つの柱、この具体的なプランに従いまして具体的なアクションが示されております。

今回、特に改正の内容が反映された内容といたしまして、青少年に薬物乱用をさせないための取組の強化ということで、青少年に対する医薬品の正しい使用方法等の普及啓発の推進、それから指導取締りの強化の面では、乱用等のおそれのある薬品の取扱い薬局等への販売ルートの周知・指導の実施が挙げられております。

このように、総合的な対策を東京都では行う予定という内容となっております。

以上でございます。

○上村会長 ありがとうございます。今のご説明に対して、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいですか。

○事務局 すみません、もう1点、追加の情報としてあります。

○上村会長 お願いします。

○事務局 失礼いたしました。

資料6-2をご覧ください。申し訳ございませんでした。飛ばしてしまいました。

保健所で毎月様々なテーマで展示を行っておりますけれども、その中で、本年5月に、主に薬育に関する展示を実施しております。6月には、国際麻薬乱用撲滅デーがございまして、それに先駆けまして、違法薬物の乱用防止、それから、植えてはいけないケシについても併せて展示しております。令和3年に作成いたしました薬育動画ですとか、薬や人体の模型、それからパンフレット、薬剤耐性に関するポスター等についても掲示しております。また、ケシ

のクイズなどについても今回新たに展示させていただいております。当内容のホームページの紹介でございました。

それから、資料6-3をご覧くださいと思いますけれども、こちらはまさしく今月の11月でございますが、先ほど、所長からもお話がございましたけれども、AMR対策推進月間でございます。

こちらの展示につきましては、感染症担当が実施しておりますのですけれども、風邪やインフルエンザ等に抗菌薬は有効ではないですとか、お医者さんからの指示をきちんと守って、正しく服用してくださいというような内容です。ポスターやパンフレット、そういったものの啓発をさせていただきます。

それからAMRが推進する、いわゆる全てにおけます抗菌薬スマートな社会の構築についても併せて紹介をさせていただきます。今ちょうど展示をさせていただいている状況でございますので、お帰りの際に、ぜひご覧いただきたいと思っています。

以上でございます。

○上村会長 ありがとうございます。

それでは、残りの時間、議事3「その他」ということですが、薬育とか、薬物乱用とか、それからこの薬事分科会で、一番災害のこととかをやっていたのですね。その後、薬育をやって、もちろんこの二つは、もう永遠に続けていく課題ですけど、次にもし、こういうものを加えていこうというものがあれば、そういうちょっとご意見もいただきたいというふうに思いますが。それ以外でも、何でも結構ですけど、フリートーキングとして、どうでしょうか。何かご発言いただけないでしょうか。

どうぞ。

○保健所長 それでは、今、AMR対策月間ということで、掲示をさせていただいておりますが、なかなかこれが世の中に浸透させていくにはどうしたらいいかなと試行錯誤をし始めているところでございます。

私、医師の立場でここにおりますので、通常は、保健師と一緒に、一番AMRに関わるという結核薬をDOTS、Directly Observed Treatment Short course、第三者が見守って、確実に6か月、9か月、1年という長期間飲んでいただくのは、やっぱり一つに耐性菌を作らないためというところがあって、そういうところが、保健所にいる保健師や医師は、そういう視点で見ることが多いのです。私もずっとそういうふうに思っていたのです。

しかし、あるとき、ほかの保健所ではないのですが、ホームレスの方が川べりにもうずっと今も住んでしまっていて、病院に入院させてもどうしてもそこに戻っちゃって、区境の川なので向こうへ渡るとそっちの保健所ですけど、こっち側にいるので、どうしてもその当該の保健所に私勤務していたことがあって、保健師が1年間、薬を持っていきました。きちっと服薬管理をして、最後に、そのホームレスさんが、自分の糖尿病を治して、目をちょっと見えるようにしたいから、宿所に行きたいと言ってくださったことがありました。やっぱり薬を

通して、結核を通して、社会とのつながりができたのだということで、薬剤耐性以外にも、社会との連携をいろいろな意味で持つことの大切さを教えてもらった事例でした。でもそんなこともあって、薬剤耐性に対する気持ちというのは、ちょっと皆様方と私とは、違う角度から入っていつているかもしれないのですけれども、大切な課題だと認識しています。

最近、国立国際医療研究センターの中にあるAMRリファレンスセンターの記事なんかを見ますと、我々がこの死因を言うときにがんで死ぬとか、心筋梗塞、脳梗塞で死ぬというのは、すごく分かりますよね。それが薬剤耐性で死ぬという事例が、このまま何もしないと2050年までに1年間にまた1,000万人死ぬという。死因がだから、今度は薬剤耐性となってくるわけですよね。ちょっとそれはなかなか我々、関係する人しか、今現在は知らない話なんじゃないかなと思って、きちんとこれに取り組んでいかないといけないなということをすごく身近に感じているところでございます。

たまたま先月、AMR対策月間でもあって、スウェーデンの取組というのを見たり聞いたりしましたが、あんまり特別なことやっているというよりも、インフルエンザのワクチン接種とか、手洗いとか、こういうものは今まで感染症対策で見てきたんだけど、結局は、そういう事柄というのは要らぬ抗菌薬を使わないということで、抗菌薬の効果を持続させ、命を救うために全員が協力する社会ということで、今までの日本だってやっている取組を、AMRの視点で各々がやることを紹介していたという取組がありまして、とてもすばらしいなと思いました。

福岡がワンヘルスセンターを造ったり、姫路もそういうAMR対策の組織をつくっていたりしていいなと思っていますが、でもそんなことをしなくても、今まであることを、ちょっと視点を変えるだけでできるのだなと思うと、ぜひこの先生方のお力いただいて、ちょっと視点を変えながら、AMR対策をやっていければいいなと思っておりますが、ちょっと私も保健所の中で言っているだけで、なかなかうまくできていないところがあります。ぜひ、お知恵をいただければ本当にありがたいなと思っていますところでございます。

すみません。質問でも何でもありませんが、ちょっと最近の雑感ということで。

○上村会長 いえ、ありがとうございます。

我々薬剤師、薬局として、処方箋を受ける立場で、僕ら、平井先生、子供の頃というのは風邪を引いても抗生物質を出すお医者さんが、何かすぐ治って、いいお医者さんみたいなイメージがありました。だけど、今、どうですか。そういう、もう減りましたよね。大分。どうでしょう先生、どうですか。

○池嶋委員 減ってはいますけれど、やっぱり処方の意図が読めない抗菌薬の処方や恐らく患者さんの要望もあるのかなと思います。減ってはいます。

○上村会長 でも、まだあると。

○池嶋委員 減ってはいますという感じですかね。それから、我々が想定しているものと違う感染症で本当はドクターの診断が下っている場合など。そこは見えないケースもあるかもしれません。

○上村会長 そうですね。笠原先生、いかがですか。

○笠原委員 私も減ってはいますけれども、やはり特定のドクターが抗生物質をいつも出す。まるで約束処方のように出す先生もいて、お電話をしてその意図を聞くと怒られたり、もう結構どなられたり、けんかしたりとかもしてしまうのですけれども、何かそういうことが、やっぱりいまだにまだあるなという感じはしています。

○上村会長 下平先生、いかがでしょうか。

○下平委員 以前は、第三セフェム系抗菌剤を安易に処方する医師がたくさんいたのですけれども、この頃はペニシリン系のアモキシシリンという古典的なものを出すような(AMR対策を意識して)、教科書どおりの処方がすごく増えたのは好ましいことと思います。この頃は医師が患者に、抗菌薬は必要ないよと説明すると、技術料がつくようになっているらしいので、診療報酬体系的にもAMR対策を後押しする方向になりつつあると思います。

しかし、この頃、薬の流通の関係で、逆にアモキシシリンがないから、「先生、すみません。第三セフェムを調剤させてください」みたいな、適正処方に逆行してしまう悲しさがあります。ただ、医師と薬剤師が、抗生物質の出し方について、薬が足りないということで、いろいろ折衝や情報共有がはかられるようになったのは良いことだと思います。ただ、やっぱりまだ、抗菌薬は出ますね。普通に出ていて喉が痛いというだけで7日とか10日の抗菌薬がどうして要るのかなと、今、すごくそういうジレンマがあります。

○平井委員 昔、休日診療で、30年ぐらい前、年末年始、5日間ぐらいで、ケフレックスかな、100カプセルが70箱出た。自分が担当したので、そんな時代でした。7,000カプセルが出たみたい。せいぜい休日診療だから、投薬しても、3日か、4日分ぐらいなのですけど、そういう時代がありました。その後、いろいろな抗生物質がつくられて、耐性菌ができてしまって、最近は逆に、古い抗生物質を使って、ペニシリン系を使い出しているから、先祖返りしているような。

例えば、マイコプラズマなんかは、耐性菌が半分近くに増えた状況が最近ではあり、このぐらいはできていて、そこら辺は現実としてありますが。耳鼻科関係にはこの患者さんにはもしかして抗菌剤を使ったことがない、使わない、その様な状況が処方箋から、あるいは患者さんとの会話から読み取れ、昔のように必ず抗菌剤を投与することは減ったことは感じます。その様な状況に対する我々の理解は、ある程度は必要だと思います。ただ、乱発するのはよくないですけどね。

○池嶋委員 でも、耳鼻科の患者はちゃんと飲んでくれますね。痛いから。

○平井委員 あと歯科ですね。これも大分限定していますね。投与日数なんか。大分理性的にはなっていると思うのですね。昔みたいに、100カプセルを70箱も、5日間で使ってしまったという確かに厳しい、そういう時代があったということで、昔の話でした。

○松岡委員 私も休日診療等に出ると、本当に昔、20年前なんかだと、必ず抗生剤がセットという約束処方でしたが、先日の休日診療だと検査をするので、コロナだとか、インフルエンザだとか確定診断が出るので必要な薬しか出さなくなってきた、という感じで、抗生剤はすごく減ってきているように感じます。

○宇津木委員 ありがとうございます。先生方がおっしゃるとおり、私も抗生剤の使用は減っているなというのは、すごい、特に小児科の先生が圧倒的に減らしてきたかなというところはあるのは、すごいいい印象だなというところはあると思いますが。僕、個人的には、働き方、考え方はすごく変わったのかなと思うのは、今、医療機関で感染対策向上加算というのが、多分、これは四、五年前から始まって、僕もあんまりそのことを知らなくて、それを病院の薬剤部の先生から聞いています。あれは地域の抗菌薬の使用をどういうふうに吸い上げて、耐性を作らないように、そういう趣旨のものなのだなというのは、まさにそこですね。リファレンスセンターみたいなのが、多分陣頭指揮を取って、地域の動向を吸い上げるという国の動きがあるのだというのを知りました。多分今年の診療報酬の改定でも、またちょっとそのハードルが少し上がったときで、うちの門前の先生からちょっと相談がありました。抗菌薬の数値を出さなきゃいけないというので、何なのだろうなというので、今、アウェア分類という、さっき先生方がおっしゃった、アモキシシリンとか第三セフェムを使うようになった。結局、耐性菌が一番少ないからというところで、これを僕は、なるべく薬局の子たちに知ってもらおうと。なぜ出すべきじゃないのかというところを、ちょっと薬局の中で1回共有をして、薬局の薬剤師も知ってもらって、ここが作っているいろいろな資料とかを、うちはデジタルサイネージとかで掲示とかをして、僕もこれを知ってから、問題の先生にはもう、あの検査でちゃんと出ていないのは、ちょっと使って欲しくないという、結構きっぱり言えるようにもなりましたし、コロナとかの時代をちょっと1回通したので、いいのか分からないですけど、いわゆる診断結果が出て、抗菌剤、ウイルスでもそうですけど、使うという流れになってきた。僕もそれはすごい言いやすくなったなというのがあるので。でもまたこれぐらいなのかなと思うので、これを薬剤師の先生方がどういうふうに強く啓蒙していくかみたいなのは、もうちょっと時間がかかるのかなとは思いますが、何か少しその最初の一步にたどり着いてきているような感じはいたします。

○上村会長 ありがとうございます。

さっき池嶋先生が言われたように、僕ら薬剤師、どうしても見えない、診察していないので、分からない理由で使われていることがあるかなということもあって、ちょっと言いにくい部分

もありますが、でも、今言われたように、これから少しずつやっぱり言っていけないといけないのかなと思います。ありがとうございます。

続いて、今後、何かテーマについてですけど、ちょっと僕が考えてきたのが、オーバードーズかなというふうにちょっと思っていて、それで、もうもう皆さんご存じのとおり、これから来年から電子処方箋が進んでいきますよね。そうすると、多分お薬手帳が医療用では要らなくなってしまう。だからといって、じゃあお薬手帳なくしていいかというわけにもいけないので、そうすると本来だったら、今でもOTCを購入したときにお薬手帳を本当は書かなきゃいけないのに、もうほとんどレセコンについているシールを貼るだけで終わっちゃっている薬局みたいなものが多いじゃないですか。そうすると今後それは要らなくなるので、これからお薬手帳はOTCのためにあるのではないかと僕は思っております。

オーバードーズの一番の問題点は、一つの薬局で10個買うなんてことはあり得ないわけで、僕らも許さないわけで。だけど1件、1件、10件回られたら、今、分かんないですよ。それが問題だと思います。だけどそれを何か今後お薬手帳を、まず我々の地区だけでもいいので、モデル地区でも、必ずOTCを買ったときには、お薬手帳に記入して、OTC買うときには、お薬手帳を我々が見るといふ癖をつけていかないと、駄目なのかなというか、ちょっと思っていて、今後ちょっとこんなやつたらどうと思いますが、ちょっとこれ皆さんにご意見を聞いてまた。時間もあと5分ぐらいなので、一言で。

○古谷委員 お薬手帳があっても、要するに別の人が別のところで買ってくれば、同じことになってしまうかなというのは、すごく思います。ただ、やっぱりお薬手帳自身がもう本当に大切なもので、例えばマイナンバーカードがないと風邪薬が買えないとか、何かそういうような感じにもうなってしまうえばいいのになと。売らないわけにはいかないですからね。だけど、この人は昨日も買っているよ、今日も別のところで買っているよというのが分かればいいので、要するに処方箋のほうの薬局は分かるけど、OTCのほうでは分からないというのが問題なんじゃないかというふうに思います。

○池嶋委員 新聞報道であったと思うのですが、コンビニが遠隔の薬剤師の対応で販売するという方針に、ほぼ多分決まっているようなものなのかなと個人的には思っています。ですので、おそらく非常に難しいと思います。利便性と安全性のどちらを取るかという話に恐らくなってしまうし、あと電子処方箋も全部が対応するわけじゃないので、アナログなお薬手帳は当分残ってくればいいのかとは思っています。先ほど上村先生に言われた内容も踏まえて、無理だなと。すみません。

○笠原委員 オーバードーズに至るお子さんの心の状態、薬の高騰はもちろん前提として薬育ということで、大事かとは思いますが、それ以前に、何か心の状態が、やっぱりそこに求めている。リストカットと同じような感覚で、オーバードーズを求めているという、そこが大きな問題なのですけども、薬局でも今、何か支援体制加算を算定しているような薬局では、49品目、48品目でしたか、OTCを置くようにはなっています。



もう少し地区の薬局が、だから心を、何かその子供たちに寄り添えるような、何かそういう場所になって、そういう何か地区で、子供たちのイベントみたいなものがあったりして、あそこの薬局だったら話を聞いてもらえるのかみたいな感覚のところが一つ一つ増えていったらいいというのは、私はちょっと感じています。

○下平委員 オーバードーズということは、本来薬局に責任があると思うんですけど、そのオーバードーズを、どうやって防止するかという手法というのが、まだ、どうしていいのかわからない。私もわかりません。確かに薬の適正使用について啓蒙するということは一つなのだけど、それ以外にやる方法が、薬局薬剤師としてはあるのではないかなと思います。それをみんなで考えるといいのかなどと私は思っております。

○平井委員 オーバードーズは、薬というものに関わった問題ですけれども、それだけにいわゆるネット社会というか、これからのこの社会で、コンピューターの発展とともに、情報管理をどうしていくかということ。国の名前を出すとあれですけど、監視社会はよくないですけど、その見極め方、どういうふうにしていくかという、そこが非常に大事だと思います。

あんまり紙は駄目だ。紙は排斥するということだったのですが、多分大きな災害が起きたときにスマホを持っていたとしても、電源がなければしょうがないので、その方がどの薬を飲んでたかというのは、やっぱり紙のお薬手帳を持ち歩くのが一番確実なわけで、そういった部分と、そういうネット社会の今後の情報管理を国としてどういうふうにやってくるのだと。この部分だけじゃなくて、いろいろな投資の話とか、今の青年たちが、中高校生あたりから誘われて、強盗に入ったとか、ああいったことも含めたネット社会、情報の管理を今後どうしていくのかということの一部分だと思います。

○松岡委員 ちょっと壮大な話になってしまいましたけれども、東大和市薬では、最近、学校薬剤師担当者が集まって、薬育教育を始めていこうという話になりました。東大和市は今小学校10校、中学校5校ありますが、学校薬剤師は13名です。その中で薬育、薬物乱用防止教室をやっているのは、5名ぐらいしかなくて。そこから増やしていくために、まずは1校モデル校をつくって、そこで1年生から6年生まで、まず1校を通して薬育教育をやるようにして、そこから増やしていこうということを、10月の定例会で話をして、今、進めているところです。少しずつ、そういうところから始めていこうと思っています。

先ほど、古谷先生がおっしゃっていた、マイナンバーで何か規制がかけられるというのも過剰入手の防止となるので良いアイデアと思いました。ほかの人のカードで買ってしまえばそれまでですけど、それも不正な販売が減る一つの要因となるからいいのかなと思いました。

○宇津木委員 上村先生のおっしゃることは、僕は賛成で、例えば、このODの話も、薬は本当はいいものであるはずなのに悪いことに使うという。これは、世の中のもので多分ほぼ全部あるのではないかなと思って、何かいいものがあったら、それは悪用するという、何かこういうのは、僕はもう悪い人がいる限りしょうがないかなと思っていて。だとするならば、悪いも

のというよりもいいことをもっと啓蒙する、そういうのを発信できるような形でやりたいなど、個人的には思う部分が1個あるのと。

私、今年1月能登に行ってきた、やっぱりお薬手帳というのはないから確実にこれは思いました。今のODの話だと若者はお薬手帳なんて恐らく持っていないかもしれないですが、例えばレシートを貼るみたいなのが、例えばチェーンドラッグとかそういうところで始まる、レシートとかもシールになっているというのが少しずつ始まって、そういうのが動き始めて、何かこうやってぽっとなったら、あっ、これいいねというふうになるということだけでも、僕はすごいいいことなんじゃないのかなというふうにすごく思っています。何かどこか地域で、そういうモデルができたりすると、これをやっぱりみんなうちもやってみようみたいな、多分なんか僕もここの先生方にいろいろと教えていただいて、「うん、じゃあうちも昭島のまねしよう」みたいなということはやっぱり結構多々ある話なので、こういう何か地域モデルというのが少しできるというのは、私個人としてはすごく望むところではあるかなと思っています。

○上村会長 ありがとうございます。ちょうど時間となりましたけど、まだまだ我々は言いたいことがいっぱいある。先ほど池嶋先生がおっしゃった、やっぱり僕も新聞を見て、コンビニでロキソニンを売ると書いてある。ロキソニンだけ売るわけなく、もちろんそういう意味じゃないだろうと思っておりますが、本当にこれは大問題だなと、ちょっと我々は感じております。

また、ぜひこういう情報交換をしていただければと思います。また、次年度からの参考にならないかもしれませんが、今我々が思っている意見は、こういったところでございます。じゃあこれで議論を終了して、進行を事務局のほうにお返しします。

○生活環境安全課長 上村会長、円滑な議事進行をありがとうございます。また、委員の皆様におかれましても長時間にわたり活発な意見交換をいただきまして、誠にありがとうございます。ちなみに事務局、今の、コンビニでロキソニンが買える話、補足がありますか。

○事務局 私のほうから一言だけですが、まだ実際的に動いていないわけではないため、具体的にはまだ決まってはおりませんが、10月31日に国の制度部会が実施されました。そこでいろいろ議論をされておまして、委員の方から特に今のところ反対の声が上がっていないということではあるのですが、ただ、もし仮に薬剤師なり、登録販売者が情報提供を行った上で、実地に不在の店舗で、遠隔で管理しているということをもし可能とする場合は、当然法改正が求められますので、そうしますとなかなか難しいのではないかと。ただ、どうも年内にも専門部会のほうで方針をまとめる方向だというようなことで、取りあえずこの前の資料にはそういうふうに書かれてはおりましたが、どのような方向性というのが、今のところ特に出てはいないです。今後委員の方からは、やはりオンラインといいながら、同じ都道府県内に限るのはどうか、逆に、最初から店舗ありきで、複数の都道府県またがって実施して、どうなのかという、やはり慎重に進めるべきではないかという、まだそういうご意見をいただいているようでございますので、恐らく行政の立場としましても、まだこれから議論を尽くさなきゃいけないのかなと思っております。

また、来月１２月ですが、おそらく制度部会が開かれると聞いておりますので、また私ども注視していきたいと思っております。

以上です。

○生活環境安全課長 今後の法改正の流れ、地方や都内、都心部での薬局の在り方は異なってくるかと思っておりますので、保健所のほうも情報収集しましたら、また、適宜、情報提供させていただきたいと思っております。

また、本日いただきましたご意見を基に、保健所においても、今後も引き続き薬育活動などを行っていききたいと思っておりますので、皆様と連携を図り、推進してまいりたいと思っております。今後とも委員の皆様方のご協力、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

あとオーバードーズについて、先ほど上村会長からご意見をいただいたところでございますが、今回、新たなプランは、「住民への普及活動の充実」でございますので、ぜひ、当分科会で取り上げたいテーマがございましたら、後日で構いませんので事務局までご意見をお寄せいただけますと幸いです。

最後になりますが、薬事分科会の委員の任期は、設置要領で、２年以内と定められておりまして、今年度は委員改選の年に当たります。既に各薬剤師会の会長様のもとに、依頼文をお送りさせていただいておりますので、どうぞご推薦のほど、よろしくお願いいたします。また、この２年間薬事分科会の活動にご尽力くださいましたこと、誠にありがとうございます。

それではこれもちまして、本日の薬事分科会を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

午後３時０４分 閉会